

日本消化器がん検診学会附置研究会設置規定

第1条(附置研究会の設置)

日本消化器がん検診学会はがん検診に関する各領域のうち、特に討議を深める必要のある課題について附置研究会(以下研究会を略す)を設置することができる。

第2条(研究会の承認)

研究会の設置および解散は、理事会の承認を得なければならない。

第3条(会員)

研究会の会員は本学会の会員とする。

第4条(研究会の役員)

本研究会は次の役員を置く。

代表世話人 1名

世話人 若干名

当番世話人 1名

- ① 代表世話人は、理事長の指名により学会役員がこれにあたる。
- ② 世話人は、理事長及び代表世話人の合議により選出する。
- ③ 当番世話人は、世話人の互選による。

第5条(研究会の運営)

- ① 研究会の運営は、代表世話人、世話人および当番世話人が行う。
- ② 研究会は、学会開催時に学会会長の主導のもとに開催する。
- ③ 研究会開催は、当番世話人がこれにあたり、その成果を公表する。

第6条(研究会の期限)

研究会の設定期間は2年間とする。但し、継続の必要があるときは理事長の承認を得て延長することができる。

平成6年11月24日理事会承認